

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1. 計画策定の目的

バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源 (化石資源を除く。）」であり、大気中の二酸化炭素を増加させないため、カーボンニュートラルな資源です。バイオマス資源を活用することは、農山漁村の活性化・地球温暖化防止・循環型社会の形成といった課題の解決に寄与するものであり、活用の推進が強く求められています。

国では、バイオマス・ニッポン総合戦略 (平成 14 年 12 月策定、以下「総合戦略」という。) を策定し、バイオマスの利活用を総合的に推進してきました。その後、平成 21 年 9 月に施行されたバイオマス活用推進基本法 (平成 21 年法律第 52 号、以下「基本法」という。) に基づき、平成 22 年 10 月に「第 1 次バイオマス活用推進基本計画」、平成 28 年 9 月の「第 2 次バイオマス活用推進計画」、令和 4 年 9 月に「第 3 次バイオマス活用推進基本計画」を策定しました。第 3 次基本計画では、新たに農山漁村だけではなく都市部を含めた地域主体の総合的なバイオマスの利用を推進し、バイオマス産業の創出につなげるものとしています。

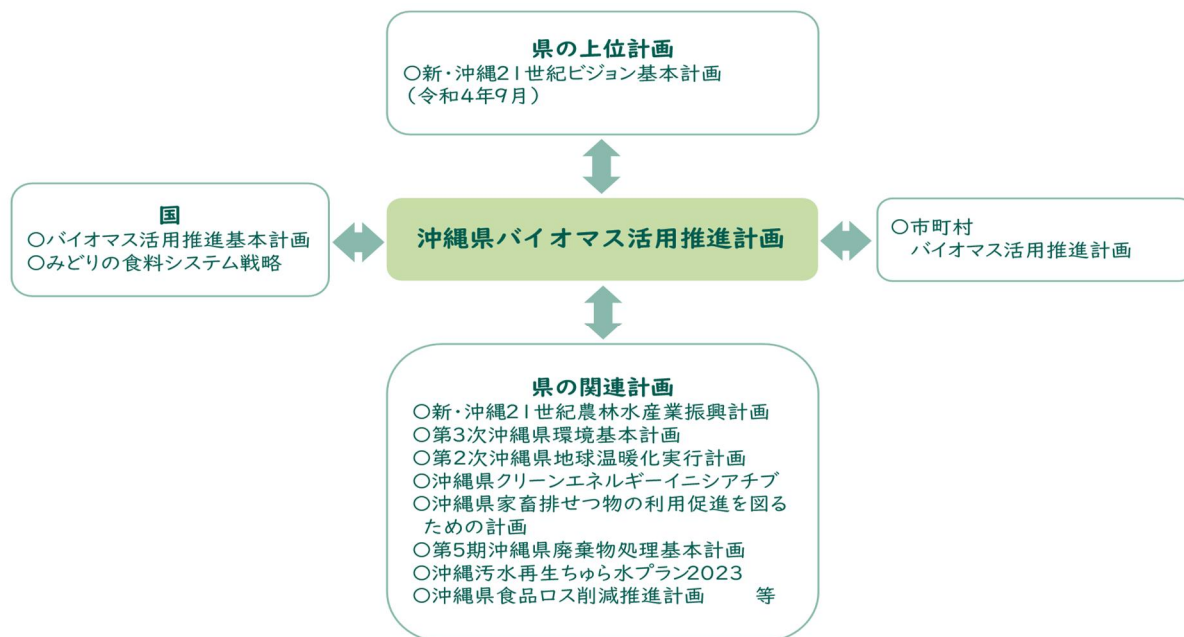
沖縄県でも「沖縄県バイオマス総合利活用マスタープラン」を平成 17 年に、「沖縄県バイオマス利活用推進計画」を平成 18 年に策定しバイオマスの利活用を図ってきましたが、策定から 15 年以上が経過し、社会情勢や環境、バイオマス利活用に係る県内の取組状況にも変化が見られることから、国の計画の改定内容を踏まえながら、取組の更なる推進を目指す新たな「沖縄県バイオマス活用推進計画」を策定することを目的としています。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、バイオマス活用推進基本法第 21 条第 1 項に規定する都道府県バイオマス活用推進計画として策定します。

また、本県の新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画、家畜排せつ物の利用促進を図るための計画、廃棄物処理基本計画等、個別計画とも連携を図ります。

図表 1-2-1 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、国の「第3次バイオマス活用推進基本計画」に合わせ、

**2025(令和7)年度から2030年度(令和12年)**とします。

また、計画の最終年度にバイオマスの利用状況について把握し、計画の取組み状況やその効果を検証・評価します。

### 4. 対象とするバイオマス

本計画で対象とするバイオマスは、本県において現段階で利活用可能なものとし、「家畜排せつ物」「下水汚泥等」「食品廃棄物」「建設発生木材」「製材工場残材」「製糖副産物」とします。

図表 1-4-1 対象とするバイオマス

- |         |         |
|---------|---------|
| ○家畜排せつ物 | ○食品廃棄物  |
| ○下水汚泥等  | ○建設発生木材 |
| ○製材工場残材 | ○製糖副産物  |